

令和3年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第1号）

1 令和3年12月7日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番	進藤雅通	7番	水橋直行
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

ただいまから令和3年第4回大崎上島町議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において進藤雅通議員、水橋直行議員を指名します。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7日間に決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度定期監査結果報告書と、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年8月から令和3年10月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） おはようございます。

本日は3件質問したいと思います。

まず初めに、長島班の町道改善計画、これについてお答えを願いたいと思います。

第1点目、不完全な水路、冠水被害の町道は。そして2つ目として、道路に覆いかぶさる竹、雑木、夜は防犯灯の妨げにもなっている現状。これをどのようにお考えでしょうか。担当課長、よろしくお願ひします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

まず、質問1点目の不完全な水路と冠水被害の町道についてですが、現地は道路と埋め立てた土地が同じ高さになっており、大雨で素掘りの土水路に土砂が堆積したことにより、水路の機能を果たせず、海への放流ができなかったことと推察しております。改善計画につきましては、隣接地権者と協議し、道路の高さや勾配を含め、側溝の設置について検討してまいります。

次に、2点目の道路に覆いかぶさる竹、雑木等の対応については、道路の安全な通行を確保するために維持管理することが必要と考えておりますので、通行の妨げになる小木は伐採してまいります。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） この冠水する町道とありますけども、これはもう5年から7年ぐらい経過しておりますね。その間に何度も担当課長、行政のほうにはお願いをしてみましたけれども、まず地権者との話し合いということですと今現在まで先送り先送りになってきておりますけれども、これは民家が少ないからしてもらえんですか。それとも、やりたくないんですか。どちらですか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 民家が少ないというのも1点、優先順位としてはありますけれども、町道と認定されている道路で生活に支障があるとなれば、それを改善していくのが町の役割というふうに考えておりますので、今まで用地買収について難があるということと先送りということになっておりましたけれども、拡幅工事が不要ないと、今の道路の幅で十分であるということになれば、事情が変わって、事業を進めることは可能かというふうに思っております。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 課長、優先順位というのはどこをもって言われるんですか。これ、道路が冠水して、車も通りづらい。これ、関係ないですか。優先順位、課長、今まで議会であつたり委員会であつたりその中で発言されますけども、急傾斜の場合、特にこの優先順位、優先順位と言いますけども、道路が冠水して通行の妨げになる、道路と側溝の境ですね、どこか分からんような状態。それは該当しませんか。非該当ですか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） もちろん非該当ではございません。冠水したときには至急排水ができるように応急措置に向かっているということでご理解をお願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 今年の梅雨の豪雨の際も道路と側溝つながっております。そして、そこにたまった水は真っ白です。どこが境界か分からない、そういう状態が続いております。確かに、業者の方をお願いをして排水の面では解決いたしましたけれども、それ以後、水路の整備をされるわけでもなし、道路のかさ上げされるわけでもなし。町道といっても、道路の陥没すごいですね。課長、現場を見てお分かりのことと思いますけども、やはり早急に、民家が少ないといえども、住民が少ないといえども、やはりもう少し目をたわしてやっていただきたいと、そのように思います。

そして、2つ目に言いました道路に覆いかぶさる竹、雑木、防犯灯の妨げにもなっているような現状。業者のほうからこの一般質問を出した後、何か所か切っただいております。やはり担当課として、一般質問が出て急に動くんじゃなくして、やっぱり業者を年間通してコンスタントに見回りをして事故のないように対応していただきたいと思いません。

この質問はこれで終わります。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 質問2つ目でございますが、親水公園の今後の計画ということで、今年度一部ヘドロの撤去を行ったが、今後の計画を伺う。

2つ目として、親水公園の中にございます浮島、この浮島をどのような島にされるのか、計画があれば伺いたい。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の質問にお答えします。

親水公園のしゅんせつ工事については、令和3年3月25日に堆積土を撤去し、完了しております。現時点で定期的に堆積土を撤去するという計画はありませんが、土砂が堆積するような状況になれば、関係機関と協議して撤去することを検討したいと考えております。

次に、浮島の利用方法についてですが、花づくり活動支援事業等を地元の説明し、協議しましたが、近隣住民の意向もあり、当面は現状で管理していく予定としております。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） この親水公園の件で最初の質問、今年度一部ヘドロを撤去したが、今後の計画は。それに対して担当課長は、このヘドロを取るときにですね、課長、今のまま、たちまち今回は聖朋海運の前を取ったけども、これから先は樋門に向けて一遍に取ることは困難だと、金額的にもかさばるからこれは段階を追ってやろうと言われたんじゃないですか。そのように解釈してるんですが、どうですか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 堆積土が水面から出るようであれば、臭いがしますし、悪臭がするので、そのときには堆積土を取っていくという説明はさせていただいたと思います。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 今回堆積土を取ったところをその後確認されました。どうですか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 確認には行きました。確認しました。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでどういう状態でしたか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 取った部分に対しては、水面の下に堆積土がまだ少しはありますけれども、悪臭がするような状況ではないと考えております。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ヘドロを取った後、やはり一緒なんです。奥から出てきます。取ったところ、低うなってます。そこへだんだんたまっていって、それ以上山にはなってますけども、取ったところに全部たまってます。それが水を出したときにはどういう臭いがするか。大体分かりますね、どうなるかを。それを言ってるんですね。たまっただけから、ほいじゃそこだけ取りましようというんじゃない駄目だと。これを取る前にお話をさせてもらったと思います。沖まで取っていかんと駄目じゃろうと。でも最終的には、それ一遍に取るわけにいかんから、これ段階を追ってやるんがいいでしょうね、やらにゃいけんでしょうねと。その辺はどうですか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 最終的には、全てを取ることは不可能だと思っております。

す。協議していく中でやっぱり悪臭がするようであれば、地元と関係機関と協議しながら堆積土を取ることを検討したいと思います。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） たまって臭いがし出さんと取れんですか。前もって計画を立てて毎年何メートルずつ取っていくとか、あれだけの距離を2回、3回に分けて堆積土を撤去しようという計画にはなりませんか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 最初に答弁させていただいたように、定期的に撤去するという今計画はございません。繰り返しの回答になりますけれども、土砂が堆積するような状況になれば、関係機関と協議して撤去する方向で検討したいと思います。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それじゃあ、臭いがし出して地元の住民から苦情が出だしたらやるということでやると、そういうふうには私は解釈いたします。

2つ目の浮島ですね。これは、地元の住民から景観の問題であったりとかプライバシー、高いところから見下ろすような感じになるんで、できれば浮島の木を昔のように置いて少し伸ばしてくれという要望があるのは聞きました。でも、今のままほっとくとひどいことになりますね。やっぱりこの木は残そう、この木は残そうというんで整理していかんと、今はもう木も草も花も皆一緒でしょ。だから、その辺をあまり大きいならんうちに残す木、伐採する木、それぞれ決めてもらって整理していただきたいと思います。

2つ目の質問はこれで終わります。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 3問目、大崎上島トンネル内のガードレール、このことについてお伺いしたいと思います。

トンネル内部に設置されているガードレール、連結部が外れ、歩道側に入り、大変危険な状態であったと。その歩道は自転車も走行されており、早急なる対応をお願いしたいということで質問書を出させてもらいました結果、担当の課長より早急に対応させていただきますという答弁がありましたけれども、昨日トンネル走ってみました。やはりどのような対応をされたのか私にはちょっと理解できないんですが、カラーコーンはありました。早急なる対応ができるのかどうか、その辺を担当課長、お願いします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 附属物の破損については、歩行者を守る観点から修繕が必要というのは私も同じように思っております。修繕までの時間がどうしても必要なわけですが、その間の応急措置としては、歩行者に被害が及ばないような形で応急的に危険を回避するような措置、ガードパイプでいうとはみ出している部分がないように措置をするということでご理解をお願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 課長、このガードレールが破損しているのは、ここ一、二年じゃないんですよ。以前から破損されてるんですが、何で今日の日まで修理されないのか。これが不思議なんです。どうしてですか。聞かせてください。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今回のガードレールの破損の箇所についてはトンネル内ということで、通常我々が通行している中で車で走っており、ガードパイプの破損についても歩道側に曲がっているというような状況であったと考えております。その点で見落としがあったということで、ここはおおびしいと思っております。パトロールについては、私以下職員もこれから気を引き締め、パトロールしていきたいというふうな、会議で話をしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） トンネル内部なんで車で走ってるから見落とすと。今現在、トンネル内部、工事をしてますね。その工事発注の際、その工事に関して担当課としては現場に行く機会はなかったんですか。ありましたか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 担当課としては当然現場に出向いております。ただ、見落としがあったことについては、その辺は課内で協議しております。これからそういうことがないように注意するというので、この点検のときにはほかにも幅広く見回るということで指示しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 確かに工事前、業者が決まれば工事現場に行って確認をするというのは確かにあったと思います。見落としも確かでしょう。やはり一人で現場に行くわけではないので、出口近くですよ、このガードレールが破損しているのは。その見落としというのは、やはりトンネルの内部であったり山間部であったりすると、何かないか、

何も異常がないかというのは確認するべきだと思います。今後、このようなことがないように十分見回り、徹底していただきたいと思います。

私の質問、以上で終わります。

○議長（尾尻康二君） これで、上青木 至議員の一般質問を終わります。

続いて、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

本日は1問ご質問を行いたいと思います。

先日というか、9月1日から大崎上島クリーンセンターの委託業務を委託に出すはずだった業務が、中央環境衛生組合から出すはずだった業務があったんですが、この大崎上島クリーンセンター管理の委託を落札した企業が開始日前日になって業務を放棄し、契約を破棄となったという事案がありました。これは、6月に入札を行って落札し、9月1日からの業務を行うという業務、管理を行うという業務でした。この入札に関してなんですけれども、中央環境衛生組合が公表している入札に対する心得というのを公表しているんですけども、その中にはちょっとここ書き方が端的に書き過ぎたんで正確な文章で言いますと、入札前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しという文章があり、ずらずらと条項がありまして、前項の規定にかかわらず入札者が納付した入札保証金はその契約者が契約を結ばないとき、または入札に関し不正行為があったときには組合に帰属する。要は、これちょっと一言で没収って書いたんですが。また、入札者の入札後の使用等の異議を認めないという部分ですけども、異議の申立てとして入札者は入札をした後、この規定、当該入札に関わる仕様書、現場の状況、その他の事項等の不明を理由として異議を申し立てることはできないとあります。これは、実際に入札する上で事前に通知を行い、いろいろやり取りをした上で仕様書の内容についての異議があったりとか解明については質問をする機会がありますので、その時点でしっかりしてくれという意味だと思います。その後、決定したらそこに対しては異議を申し立たないよというものと理解しております。という内容がしっかりとルールとして書かれているにもかかわらず、組合は相手会社に対して、前日に急にやめたってなったにもかかわらず、ペナルティーなしで解約手続をするように上層部のほうから担当課長に指示が出たとのことなんです。

クリーンセンターの管理費については、分担金として当町、大崎上島町が全額負担することとなっております。町のお金を言いなりで出すだけではなく、しっかり管理、利用し

てもらわないといけないため、組合にクレームを入れたが、納得できる説明もなく、再度入札を行うとのこと。町長はこの組合の副管理者なので、話をしてほしいと直接お願いしましたが、町長は私に対しては、今回の件では相手企業にペナルティーがあるべきものだという割には全く動かず、私にクレームをつけてくれ、きてくれというだけというのは、これちょっとあまりにも動かないんなら、僕、言わせてもらおう思うけどいいですかと言ったら、言ってきてくださいという話だったので、こういうちょっと表現させてもらってます。私がクレームをつけた後に、説明に来たいと言っているのと一緒に話を聞こうと連絡すると、これは電話で連絡したら、うん、聞いといてという電話で一言で終わりました。しかも、説明に来ているとき、時間には雲隠れし、連絡もつかない状態でした。途中でちょっと意見を聞きたかったので連絡しようと思ったら、どこにおるか分かりませんという回答が担当課から来ました。説明に納得できなく、指示を出した上層部はなぜルールを無視し指示を出したのか教えてほしいということで、再度上層部の人間に説明させるとのこと。町長にも話を一緒に聞きましょうと話をしたら、僕は副管理者であっち側の人間だから話を聞かないと、電話で一言ありました。しかも、事前に一緒に話を聞くと言っていた議長も同じ日に、私は議長だから、話を聞くと議会全体でクレームを言っていることとなるため、やっぱり話は聞かないと、当日電話で意味不明な言い訳でキャンセルしてきました。私は、また同級生が結託して町民や議会をないがしろにしているなと感じました。このまたという意味は、議長就任後の出来事で、提案前、議案内容について議長より個別議員数名に、誰々は賛成するので賛成してほしいと、賛否を表明していないにもかかわらず関わらない議員の名前を勝手に語り電話をしていたという事例がありました。後日、もってのほかだと議長を問いただすと、町長にお願いされたとのことでした。こういう事実があったため、またという表現をちょっと使わせていただきました。町長は、町民のお金が適正に使われていないのが気にならないのか、不思議でなりません。また、議会の混乱を招くような行為を議長と結託し行うのは信じられない行為です。組合はどれぐらいの期間をかけてルールを作ったのか分かりませんが、たかだか2日で覆すほどいいかげんなルールを作っているのか。また、そんないいかげんなルールを運用している組織に町民のお金を託し、問題があっても異議を唱えないのはいかがなものでしょうか。今回、町長の中央環境衛生組合の対応などを見て、改めての疑問です。町民や議会に対してどのような姿勢で今まで、今、これからを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 広島中央環境衛生組合のごみ中継施設運転管理業務の解除の件についてでございます。

9月6日に広島中央環境衛生組合の職員が来庁し、ごみ中継施設等運転管理業務の契約解除について説明がございました。私は、業務委託契約を締結しているにもかかわらず、この時点で契約解除を申し出るとは認められないのではないか、違約金をもらうべきではないかと質問いたしました。組合のほうからは、組合としては損害賠償請求の可否について検討したが、相手方に過失があることが必要で、本件の場合、相手側の過失があったと考えるのは困難である。また、本件は双方の落ち度が認められるため、契約を合意解除により契約解除することにした。また、新しい委託業者が決定するまで事業運営に支障を来さないよう、当面は組合職員が直営で運転管理を行うとの説明を受け、組合の方針はやむを得ないと理解をいたしたところです。10月26日に議会議長と副議長、そして執行部の意見交換会、出席者は議長、副議長、私の3人でしたが、この場で副議長から今回の契約解除について納得がいかない、翌日開催の組合例月出納検査で町の総意ということで意見を述べてよいかとの旨の発言がございました。私は、さきに述べたように組合の対応はやむを得ない措置と理解をしておりましたので、副議長は組合議員なのでその立場で質問をされたらよいのではないのでしょうかという旨の発言をさせていただいたところです。この時点で、私が組合の対応をやむを得ない措置であると理解している旨をお伝えしておくべきであり、説明不足であったとおわびをいたします。私は、組合の構成団体の長として、また組合の副管理者として組合の運営が円滑かつ効率的になされるよう職責を果たすことが求められています。この姿勢は、過去もこれからも一貫して変わるものではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ちょっと2点ほど相違がありますねという部分ですが、今、翌日監査があるので言いますよ、確かにそのとおりに言いました。その前の話として納得しとるとかとも言ってますけれども、私は今、6日に説明された上でペナルティーを取るべきじゃというのも伝えましたし、今現状もそう思っている。ただし、組合のほうからもう既に決裁を取る準備ができていますので、納得せざるを得ないという言葉でした。これはちょっと言い方が違いますね。実際に、まだ決裁取ったのは13日なので、異議を唱えてもし言うなら、話し合いをするなら、ちょっと待てと言える時間があったはずですよ。その上でそういっ

て言われるんなら、異議を申し立ててほしい、ちゃんと話をしてほしいとお願いしました。私は行かない、なら僕が行きますよ、総意として言わせていただきますよという会話があったはずです。そこは違いますか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 議事録があるわけではないんですけども、言った言わないという議論になると思いますけども、私のそのときの気持ちは、今私が述べたとおりであります。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） おっしゃられるとおりのので、言った事実は、僕は少なからず録音しとるわけでもないし、議事録があるわけでもないの、言い回し、言い方としては町長今の間違いがありますと言い切った上でちょっと次の質問にならせていただきます。

次の質問というか内容はそのままですけれども、この入札時期、先ほど言ったとおりに令和3年度の6月だったと思うんですけども、この僕が質問させていただいた部分で、町民のお金を使つとる上でこんなええ加減ないがしろなやり方をされた上でそれが気にならないのか、クレームをつける気もないのかという意味で、町長、なぜ話を聞かなかったのか分からないんですが、これってそもそも町長、契約期間、契約金額幾らかご存じですか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 契約期間が令和3年9月1日から令和9年3月31日までの4年7か月で、契約金額が4,620万円です。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これ、入札に関して何社か入られたと思うんですけど、最高入札額幾らだったかご存じですか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 最高入札額は1億1,957万円と承知しております。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 予定入札価格は。組合の立場だったら予定入札価格もご存じだと思うんですけど、幾らだったかご存じですか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） それについては、私は非常勤の管理者ですから、そこまでの情報

は入っておりません。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、話を聞きましたのはそのとおりです。非常勤でここにもおるんで。話、内容にしないことが多々あると思うんですよ。これ僕、入札予定価格、当然話しさせてもらったんで知ってるんですが、1億8,690万円。それを超えた最高入札もあったんですけども、話をして、ちゃんと異議も言わせていただいて、意見交換をしっかりとしたからこういう話が出てくるはずなんです。ちなみにですが、今後、今言われた金額1億2,000万円ぐらいのお金から5,000万円ぐらいのお金で入札しましたという話になって、今後また入札を行い、入札入ったときに今回はたまたますごい安い金額であったんで町の負担は少なくて済みました。今後の予定価格でいうと約1億2,000万円の価格があるんですが、この予定価格で仮に入札したとして、実際にこの5,000万円ぐらいでまた今度次、普通に考えたらないと思うんですけど、この差額分に関しては誰が負担するのでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 今度入札をした額については、今の原則であれば大崎上島町が負担をするということになります。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） そのとおりです。町民の皆さんが負担していただきます。だからこそ、今後このようなことがないためにもしっかりと異議を唱えて、しっかり当然反省もしていただいて、こんな急な、普通に考えて、何日かけてルール作るんか、どれぐらいかかったものか分かりませんが、たかだか2日の話、上層部の話だけでお互いの非が認められる、必要があるとか、相手の非はどういうふうになったとか法的根拠すらない話を上層部でちよろちよろと話して2日で決まった。これって普通に考えたらどっかに不正があったんじゃないかと感じてしまう僕がおるので、納得できなかった。今現状で、ほんなら納得ととるか。ちょっと納得していないんですが、もう手後れだというのが、決裁が終わって終わった話になってしまつとるんで終わりなんですよ。ただ、この結果としていいかげんなルールになってしまった組織に対して町民のお金を託し、問題があっても異議を唱えないというのはもういかがなものかと思わないんですけど、この点についてはどう思われますか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 中央環境衛生組合については、この入札に関しては法令に基づいてきちんと整理をしているというふうに理解をしております。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） おかしいですね。一緒に話しさせてもらったときはそんな話、法的根拠はなかったはずですね。11月6日に弁護士に話をして、法的根拠で問題がないという回答は僕もいただきました。町長が話聞いたのは9月6日です、2か月前の。2か月後のことが事前に聞けることはまずあり得んと思いますが、どういうことでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 我々中央環境衛生組合もそうですけども、我々も町もそうです。いずれにしても全て弁護士に相談をして物事を進めるわけではなくて、その自治体の中で法令に基づいて入札の事務は行うというのが基本であります。今回、中央環境衛生組合は組織の中で契約解除ということを決断をしたということであろうというふうに思います。異議が出たので、弁護士に一応確認、正しい措置であったかということを確認したというふうに理解をしております。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、我々はおっしゃいましたが、作ったルールを無視してまでそんなに早期に、一企業とのちゃんと法にのっとりやり取り、契約をしたにもかかわらず契約を解除もします、それもたかだか2日でノーペナルティーでやりますっていうような方法を大崎上島町もとられるんですか。我々はと言いましたんで、ちょっと聞きますけど。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） これについては、この事例については、仕様書の中で3名の職員の配置ということについてが争点になったということのようですけども、組合側は専任の3名というふうに理解をしておったと。業者側は兼任でもよいという解釈をしていたというのが、後になってその争点の違いが明らかになったということでもあります。私もこの仕様書の書き方について確かに3人という表現ではないんですけども、総括責任者、技術員、運転員を配置することというふうに仕様書には書かれております。組合側もここに専任ということが明記されてなかったんだということの中で、組合側にも一応問題があるんだということで契約解除、ペナルティーなしの解除ということになったというふうに理解をしております。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これちょっと最後に、この部分は最後にちょっとしたいと思いますですが、やっぱりそれもおかしいですね。説明の中で、ビル管理会社がたまたま取ったんですけど、産廃会社、関係の仕事によって専門じゃない会社が取ったので、もうちょっと丁寧に説明してあげりゃよかったかなという反省はありますという部分で今のおり聞きましたけど、実際にその仕様書の中にも業界業務に関して精通した方、しっかり書いて、この業務に関して精通した方、一般常識では今ではそれぞれ別々に置くものですという説明をしっかり受けたはずです、最初に。その上でですが、なんで配慮をしてあげりゃよかった、親切心で配慮をしてあげりゃよかったのはそのとおりだと思います。それは契約とはちょっと違うと思います。の上ですけども、文書が残ってないので、これも水かけ論になることなのかもしれませんが、契約した企業と中央環境衛生組合の中では口頭合意ということで、8月25日の時点で口頭合意でその今の専任部分も合意をしましたと。ただし、31日になったら、また手のひらを覆した状態で今の話になりましたという説明をちゃんとしっかり受けてますが、今町長が言うのは時系列的な話でいうと結果はそのとおりだと思いますけど、時系列でいうと途中の話が全部違いますよね。多分その話も聞いとるはずですけど、どうですか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） いずれにしても最終的な争点は、今私が申した専任であるということと、一方は兼任も可というふうに理解をしているということで最終的にはそこが争点に。その経緯は水橋議員がおっしゃるようないろいろなあったようですけども、最終的にはそこをお互いが争点で主張し合っているということですから、組合側がペナルティーを取ろうにしても向こうも納得してないわけですから、結局は裁判にして決着をつけざるを得ない問題に、どうしても決着をつけようと思えばですよ、裁判で戦って決定することになるかと思いますが、組合側も最終的にその仕様書の不備といいますか、そこを認めている以上、なかなか裁判に持っていけないというのも事実かなというふうに理解しています。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） すみません。これ、もともとの質問の論点とちょっと違う部分に最終的に答え今なったと思うんですが、これ組合側に関しては最終的にもう今後、さっき僕言わせてもらいましたが、結果が出てますんでこれから覆す状態はできないのも確か

なんで、組合の責任を追究したいわけじゃ僕ありません。町長が全く動かない、このことについて追求したいだけです。という意味がですけども、昨年来みゆき撤退問題のときも、トップが動くタイミングではないとか言いながら動かず、結果町民がこの大問題に対していち早く動き、周りの協力もあり、事なきを得ました。とにかく動かない。動かない理由はよく聞きますけれども、どう動けばこうなるんですよとか前向きな意見というのはなかなか聞くことができない。私が議員になって、選んでいただいて5年目になりますけれども、当初より発電所の試験は2022年度をもって終了の計画となっていますよ。その後のことを含め、しっかりと首長として話をしてほしいとお願いの機会の折に何度か進言したことがあります。大丈夫、なくなることはありませんよという言葉のもと、動いたことは少なからず前期4年間ではないと思います。これ、実際あったら失礼、申し訳ないですという話ですが、動くこともない状況が続きました。今年になって、今言われた3者、議長、僕、町長、このときは恐らく副町長はおってんなかったと思うんですが、この3名だったと思うんですけども、同じような話をさせてもらったときに、もう議会や町問わず一緒になって、町の総意として話をして、今後のことも考えていかにやいけんのじゃないですかという提案をさせてもらったところ、それはそういう時期かも分からんですね、ぜひそうしましょうという話をいただいたんで、今年どがあな心境の変化があつて急にそういつてくれたんか分からんですけども、素直に喜んでいるところです。町長という職は大変な職で、実際にもう大変じゃなとつくづく常々思う部分ではあるんですけども、ただ自分で決断して立候補し、選んでもらったのだから、当然責任も自分自身、自己責任だと思います。私も議員として立候補をし、選んでもらった同じ立場としてですけども、自分で選んだ道を進んでいる者の一人としてお聞きしますけれども、首長として我が町の先頭に立って発信や要望、またしっかりとした協議をする責任があると思いますが、できない言い訳ややらない、動かない言い訳ばかりしても意味がない。どうしてもらったらできるかを考え、行動することが必要だと思います。そうでなければ、選んでもらった町民に対して失礼だと僕は思います。トップセールスで町は変わると思います。実際に県レベルですけども、宮崎県や大阪府に関しては知事のこのトップセールスで全国に知名度も上げ、大きく変わったと思います。近隣の市町でも市長選等がある上でこういうのを公約のように掲げとった候補者もおるようですが、実際のこのトップセールスで大きく変わった事例も含めた上で、町長は町のトップとしてどのようにお考えですか。また、先ほどの部分ですけど、町民や議会に対してどのようなお考えを持っておりますか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） ご指摘は真摯にお受けしたいと思いますけども、私は私なりに懸案事項、そして将来に向けて考えて施策を取り組んでいるというふうに理解をしておりますけども、水橋議員の指摘も真摯に受け止めて、これから精進してまいりたいと思います。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ご丁寧にご答弁ありがとうございます。またこれからも、またこんな今回みたいに不利益になりかねないような話も含めて、いろんなところに目を光らせていきたいと思います。また逆に、僕も足りないところがいっぱいあると思いますので、この3者会等々含めてですが、いろんな指示、指導いただければと思います。またこれからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（尾尻康二君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

次に、森若 徹議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 徹君） おはようございます。

本日は4点ほど質問させていただきます。

まず最初に、町道大久保線改良工事は。

調査、測量、設計費用、長さ320メートル、2,500万円、1億3,000万円の事業費をつけ計画し、9月21日に調査、測量、設計入札を執行したと思います。この事業は、以前にも言ったように費用対効果がゼロとは言いませんが、限りなくそれに近い事業になぜそこまでこだわるのか。業者の仕事確保のためか。また、今でも6月議会で答弁されたように上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路であり、避難路として利用できることではありましたが、この答弁に変更がないか、まず伺いたい。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の業者の仕事確保のためかについては、公共工事の目的っていうのは、有益となると見込まれる工事をする事で町民の利便性の向上を図ることであるというふうに解釈しております。

2点目の上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路であり、避難路として利用できるかとの答弁に変更はないかについては、町道のインフラ整備については本町の町道延長が170

キロございます。継続的に道路の使用を可能とすること、また予算の平準化も考慮し、計画的に更新する必要があると考えております。したがって、上組隧道については、道路幅員が狭く、道路としての機能を満足していないこと、また老朽化により危険性が高いことから、更新が必要であるというふうに考えて計画しているものでございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、長々と答弁はいいんです。まず、この道路が生活道路であり、避難路とすることに変更があるかないか。1時間しか持ち時間ないんですからね、あるかないかで答えてください。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 避難路をどう考えるかというところになると思っております。地震や火災など災害発生内容が今特定できていない段階では、どの道路を通過して誰がどう避難するかというのが想定できておりませんので、避難路としては全ての町道を指定するということになっておりますので、そうご理解いただきたいと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、これは上組区からの要望ありとのことでしたが、それは10年以上前の要望のことじゃないかと思えます、ある区長が出した。それが今になってこういうふうに出てきたということは、夏のシーズンが過ぎてお化けが出てきたと同じようなものじゃ思うんです。ここまで言われてもこの事業に執着する理由を伺いたいんじゃない。まさかあれじゃろ、西部建設事務所東広島支所のほうからこの事業を執行したらどうですかという打診があったんじゃないじゃろ。それとも、町が要望出したのか。この2点もまた教えてつかあさい。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業の執着する理由ということでございますけれども、この上組区からの要望書が平成25年から令和3年まで継続的に提出されております。事業の執行を待機していただいている状況から、早急な事業の執行に努める必要があるというふうに考えております。

そして、西部建設事務所東広島支所から事業を執行したらとの打診があったのか、町が要望を出したのかについては、県からの打診はなく、町からも要望書は提出しておりません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） この質問をするに当たりまして資料をいろいろ集めました、自分なりに。その中でどうしても確認しておきたいところがありますので、伺います。

令和2年3月に大崎上島町教育委員会教育課社会教育係が事業費786万5,000円を計上してこの写真集をこさえたんですね。これを幾ら作製して、幾らで販売したのか。また、この写真集を編集した業者名、発注した日時、発注方法は入札か、随意契約か、そこを教えてください。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森若議員の質問にお答えします。

発注は、教育委員会教育課のほうで行っておりました。契約の金額が予算額から若干下回っておりますけれども、770万円でした。そのうち、印刷製本に係る経費は約312万円です。印刷に至るまでの経費、こういったものがかなりかかりますので、印刷製本以外の経費が約458万円です。458万円の内訳としましては、写真データ化の作業、これに93万円、デザイン編集に136万円、原稿作成に116万円、フォーマットのデザイン作成に13万円、写真のデジタル検索システム、これに54万円、ドローンの撮影に32万円、構成に14万円で、これで770万円で契約をしております。なので、印刷製本に至るまでの経費といったものが実際の印刷の製本の経費を上回る形になっております。

随意契約とした理由としましては、今回の契約業者が平成28年度に実施をした大崎上島町文化財リスト台帳整備事業、この受託業者でありました。全ての文化財の位置情報等を所有をしており、再度の現地確認等が不要で他社より安価な金額で製作可能であるため、随意契約をしております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 幾ら部数作製されました。ほんで幾らで販売した。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） すみません。回答に漏れておりました。

作製部数は1,000部、販売金額は2,200円税込みです。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 分かりました。ほいじゃ、本題に帰ります。

今指摘しましたように、令和2年3月に発行したこの大崎上島初の写真集の中にはある

んです。そのように文化財的価値のあるものを壊して、利用価値のほとんどないものを、道路をどうして造るのかと。一度壊してしまったら、復元はできないと思います。もう少し役場内の課の、建設課とか社会教育課とかのつながりを考えたら、こういう無責任だということか、変な事業は出てこんと思うんよ、課長。課長に伺いますけど、建設課長、これ上組隧道の長さは54メートル、上組口から白水小原合流の地点まではどのぐらい距離があると思います。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事前に調べたところ、台帳上で698メートルとなっております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長が言われましたけど、私もこれ測ったんです、意地が悪いですから。そうすると、約1キロ近くあります。そして、この写真集そのものも一応2,000部作製しております。そのうち、10月末現在で売り上げたのは500ぐらいです。そしたら、1,500部が残っとなんです。この残った分はどのように処理するのか、それも伺いたい。まず、そこまで伺いたい。

○議長（尾尻康二君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 発行部数は2,000ではありません。1,000部です。発行部数は1,000部。

○2番（森若 徹君） 1,000部ですか。2,000部じゃないんですか。

○教育課長（有田芳徳君） 2,000部じゃありません。1,000部です。そして、現時点で販売を完了しているものが1,000部のうち560部です。560部、売上げです。残りが440ほどあります。これにつきましては、再度住民の皆さん方、対外的にも購入のお願い、PRをさせていただくとともに、各地区の集会所等に置かせていただいて啓発も図るといったことを考えております。なので、残りの在庫につきましても有効活用するように努力してまいります。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 自分も、これだけ部数が残っとなじやったら各地区の集会所へ1部ずつでも配付するとかそういうにして、またそれでも残れば各種団体がおるじゃん。そういうところへ持っていくと。それで残れば必要な方に買ってもらい。それが一番じゃと

思うぞ。

それと、今次の隧道の長さがありましたね。これ、課長、一応320メートルがやる区になっておりますが、残りの距離はどうするん。そのまま。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在の計画では、320メートルの道路改良ということで計画して、実質的にはトンネル部分の改良を計画して終了というふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ、課長、その整備してないところをまた整備してって、また大きなお金がかかりますな。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ハード事業については、大きな事業が関わることは私も認識しております。その先を整備するかどうかについては、またこれからの議論となるというふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） これ、それだけのお金をかける価値がある。整備してないところを整備、これ、今この前つけた2,500万円の調査、測量、設計費用の倍ぐらいはかかるぞ。事業費も1億3,000万円と書いとるけど、その距離を工事しようと思ったら2億円よりまだかかるんじゃないか。それだけうちの町にお金あるのか。それ、県や国からの補助金もあると思うけど、おかしいと思うぞ。あんた、もう少し考えや。そして、これ9月21日かな、図面ができたなら産建の委員会に持って出て説明しますと言いましたけど、これいつ頃説明してもらえる。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今回の事業の先については、まだ何も決まっておりません。今の事業について、産建委員会で説明すると申しました。その件については、今年度の業務が2月末に完了ということで、完成品が2月末に上がってきます。それをもってそれ以降に、説明機会があるときに説明させていただくつもりでございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） この件についてはこれで最後にしたいと思いますけど、この工事というものは今年の当初の事業費がついたな。そして、たまたま自分の目についてたから自分が6月定例で取り上げましたと。そうすると、住民の方からいろんな要望とかいろん

な意見が出てきたと思いますけど、これ仮に自分が気がつかなかっただけでそのまま工事進めとった。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） いろんな意見が各所から出て、事業の方針等についても今変更が必要というふうに認識しております。もしこの事業に対して何も意見がなければ、当初予定どおりトンネルのところで道路を通すというふうに考えていたと思います。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長、令和4年度にはこの工事についての事業費がつくのかつかないのか、計画しとるか。つけるつもりでおる。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今のところの予定ですけれども、令和4年度の前半に各課横断的に協議を行い、令和4年度の後半で実施設計をできたらというふうに考えておりますけれども、このことについてはまだ決まっております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃ、事業費そのものはまだはっきり決まってないということですね、工事業費はな。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そのとおりでございます。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 2点目、単県急傾斜地崩壊対策事業ということで、花條地区のこの事業の対象家屋が1軒ではないかと私が言いますと、2軒ありますからこの事業の対象になりますとの答弁が6月議会でありましたが、9月議会の資料の中に単県から県営に変更になっています。誰に付度して単県から変更になったのか伺います。お願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 急傾斜地崩壊危険箇所花條地区については、先般の産業建設常任委員会でも説明しております。令和3年度に県の5か年計画に県営急傾斜地崩壊対策事業箇所として位置づけられておりますが、県営事業の認可には事業費7,000万円以上、急傾斜地の高さが10メートル以上、人家おおむね10戸以上など様々な採択要件が

定められており、これを満たさなければ事業認可とならないことから、今後県営事業として実施できるか、現時点では不明確な状況ということをまずご理解いただいた上で聞いていただきたいと思います。

先ほどの質問の、誰に付度し、ここまでの事業に執着するののかについては、崩壊の危険性がある急傾斜地の区域に住まれている住民の生命、財産を災害から守る必要があることから、事業の計画実施を行っているというものです。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、これ、じゃあ単県から県営に変わる要望書を出した覚えない、ある。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 単県から県営に変わるとかという事業ではなしに、並行して進んでいるというふうに理解してください。県営事業は県営事業として採択になるかどうかを検証しつつ、それにならない場合は単県、町の事業主体となって事業を進めていくというふうな並行的な事業というふうに理解していただいたほうがよろしいかと思います。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、課長、これ単県の場合に出しとった調査、測量、設計費用の584万3,000円はどのようにするん。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まだ未執行のため、このように県営になるのであれば、その事業の予算は不要となり、減額することとなります。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 県営にと今課長言われましたが、じゃあ県営にならずにまた単県に戻ることもあるわけ。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほど説明しましたとおり、県営事業の採択基準というのがございます。その基準に満たない場合は県営事業にはなりませんので、今後町のほうの事業主体となって実施するという事も考えられるということです。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、はいじゃあぶっちゃけて聞くけど、これ花條地区というのは、課長、どこからどこぐらいを自分で考えとる。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 口でなかなか説明しづらいところですけど、県の指定の区域でいいますと岡本醤油屋さんのところから白水駐在所までの間が花條地区ということで全体の対象範囲ということになっております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、それおかしいよ。自分、この地区に73年住んでおりますけど、うちの区内の中には花條地区は沖、中、奥とこの3つしかないんです。その沖の中の一部に花條地区があります。花條地区というものは、今課長が言われましたように岡本醤油屋の倉庫があります。あそこから昔フジモリさんがありましたけど、今キムラさんがおられます。そのところまでが花條地区じゃ。あとは違うんです。そうすると人家も昔は10軒以上ありました。今は、数えてみましたら何軒あります。5軒もないですよ。今言いましたようにおたくはおおむね10軒以上と言われましたけど、10軒もないんよ、実際。実際のところ考えてみなさい。自分の頭で考えてみたら分かるじゃろ、こうやって言ようたら。言うことがでんでんちぐはぐなんじゃ、課長。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今森若議員のおっしゃる花條地区というのは、恐らく字の花條地区ということだと思います。私が花條地区と言っているのは、県が急傾斜地として指定した地区の花條地区の範囲を申し上げたところです。それともう一点、対象家屋が10軒ないということですけども、そうなった場合は事業を採択されませんので、県営事業はないということになります。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、また単県に戻らにゃ工事できんじゃん。県営でできんのじゃったら、また単県に戻らにゃ工事できんじゃろ、しよう思ったら。課長、そうじゃろ。違う。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県営でできない場合は負担金をいただくことになってきますけれども、町が事業主体となって事業をすることになるというふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほかじゃないですけど、自分は今自分たちの組合の三原地区、東広島竹原地区の世話をさせてもろうとります。その中でいろいろ知恵を授かってきた中

に、今森若君が言うように、これは多分30年7月豪雨のところの場所じゃないんなのかと。そのときにその方が言われるのには、大きな土石流の災害があったとか人的被害があった場合には、県のほうから視察に来ますと。ほいじゃが、今森若君が言われますように人的被害もなく、民家に被害もないところへ県のほうから視察に行くことは、100%とは言いませんけど、99%はありませんと。そこに工事がつくと、工事費というんか計画ができるということは、町が単県じゃおかしいから何とか県営にしてもらえんかというて要望書出したんじゃないのかと。はっきり言われました。課長、出した覚えない、もう一遍。もう一遍聞くよ。何じゃったら、この0824226911、この電話番号どこか分かるな。もう一遍確認しても構わんのじゃけど。ほかの議員さんならすんなり引き下がるかも分からんけど、自分の場合にはなかなか引き下がらんからな、課長。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県営事業の要望について、この花條地区だけに限らず各所実には要望しているところです。その要望について採択されるかというところになると、採択基準が非常に厳しくて、今未対策箇所に残っている箇所というのはもうほとんどない状況にあります。その中でこの花條地区については未対策箇所が残っており、家も地図上で拾うと10戸程度まだ残っているということから、県が今年度調査をするということでの調査の結果をもって採択基準に合えば事業が認可されるというところで、町としては積極的に要望していったらというのとは事実でございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、課長、この工事も今のところ流動的なのというふうに取り替えていいですか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県に確認しておりますけれども、今年度調査をするということで、認可されるかどうかは次年度以降に決定されるというふうに確認しております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは3点目、港湾施設の管理維持はと。

白水区では今まで年3回ほど役員、区民で白水フェリー待合所と白水権伝馬格納庫の間、興昭寺前の駐車場及び駐輪場及び県道沿いの花壇の維持管理を行ってきましたと。こういう場所の維持管理は、本来建設課がするものと思っておりますけど、どうですか、課長。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 維持管理については、白水区の皆様には長年にわたり区内の港湾施設をはじめ県道、町道等の美化清掃にご協力いただいております、感謝申し上げます。森若議員の言われるとおり、港湾施設をはじめ県道、町道の維持管理は原則として行政が行うべきものと認識しております。本町において町民の皆様の善意、ご協力により、各区の区域内において美化清掃活動を行っているという現状がございますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） それをボランティアで行っている区民に対して聞くに堪えないような暴言を言う職員に対して、町長さん、どのような教育をしとんかね。それをまず町長さんに伺いたい。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 職員の接遇に関しましては、日頃から住民に対して適切かつ丁寧な対応を心がけるよう徹底するよう通知しております。また、指導、研修等を実施しているところでございます。職員が暴言を言ったという事実は、関係職員から事情聴取したところ確認できておりませんが、相手の方に不快感を与えたということでございましたら、今後そのようなことのないよう周知徹底、指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 以前も、ある課長が上から目線で私に対して暴言を吐きました。そのときには、このことを6月議会の一般質問として準備しておったんです。ある課長が何とかならんかととりなしてきましたから、そのときは表に出しませんでした。そのとき表に出しとったら、このようなことは起きてないと思うんです。これは私のミスです。じゃけえ、言われた区民の方には大変すまなかったと思っております。それで11月28日かな、区の役員会がありました。そこでこの問題を出しました。そして、役員さんにどう思うかと相談しました。そうすると、役員さんはまず担当課がこのことについてどのように考えておるんか聞こうと。ほんじゃが、役員会の結論としては出ております。じゃけえ、あとは担当課並びに区民に対して暴言を吐いた方がどのように対応してくるか。それによって、令和4年度以降の建設課が絡んどうるものは全て区としてはやめます。それははっきり言っときます。あとは、課か暴言を吐いた、名前は言いませんけど、その方の対応

次第です。課長、答弁は。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 建設課としては、白水区内の美化清掃については今後も協力していただきたいと思いますと考えております。今後の対応については協議ということでございますので、この後再度区長さんをはじめ役員さんと協議をさせていただいて、今後の方針、これからどうしていくかということについて話をさせていただきたいと考えとります。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、課長、これは取りようによったら、課として、課か担当者と暴言を吐いた方とのわび状か何かを書くつもりがあるん。それはないじゃろ。書面で残したら、あんたら大変困るからな。口頭でごめんなさい、こらえてつかあさい、腹の中じゃベロを出してもな、課長。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その点については、課内で聞き取り調査を行っております。暴言というのがどの言葉を指すのかというところで、課内の中では実際確認をされておられません。ただ、その協議の中で要望に対して100%答えているわけではございませんので、こちらができないというふうな回答をしたときに心証を悪くされたというのはあったんではないんかということがございますけれども、その対応について一般的に暴言といわれるような言葉については発してないというふうに私どもは理解しております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃが課長、この職員はうちの区民だけじゃないよ、嫌な思いさせてとるのは。それ、課長、ねとに座っとなら分かるじゃろ、あんた。そのときにいつも横を向いとるのか。名前出してもええんで、わしははっきりと。それじゃあその方の名誉もあるけえ、ここで言うんじゃけどな。もうちいと自分がしっかりして、やつを管理せえや。全然そういうことができんのじゃったら、こういう人間はなるたけなら住民と接する機会の少ないところへ異動させ。それが一番じゃと思う、課長。答弁は要らない。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 最後の質問に入ります。

公共工事と入札方法はと。

平成24年4月に議席を得たときから公共工事と入札方法について何か違和感を持っておりましてと。公共工事というものは、町民の支払った税金の一部も入って行う事業だと

思うし、しかしその恩恵を受けているのは町に指名願を提出している業者だけで、それに関係する他の業者は恩恵をあまり受けることもなく、税金だけを支払っております。その中で、税金を支払っていない島外の業者が恩恵を受けております。このようなことは本来の公共工事の在り方ではないと私は思っております。もう少し島内の関係業者を大事にすることを考えないと、10年先、20年先には島内に必要な関係業者はいなくなると思いますが、それができないのなら今行っている入札方法を検討するよう指導することは考えているかいなか。多分そう言いますと、私たちは業者選定はしますけど、あとのことは業者任せですと。その答えしか出てこんと思うんですが、そうじゃないんですか、課長。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員の質問にお答えします。

森若議員のおっしゃられるとおり、可能な限り町内業者を指名しておりますが、入札に参加するしないの有無については業者の判断に委ねているところでございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） この平成15年にうちが3町が合併したときには、今のような方法じゃなかったんです。うちにその当時の資料が残っておりますので、分かります。副町長、これいつ頃から今のような方法になった。分からん、分かる。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 入札の方法につきましては、3町が合併した平成15年度からこれまでの間、変更することなく指名による競争入札を実施しております。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 今、副町長が言いましたように平成15年からと言われましたけれども、その当時には旧3町、うちの町は旧木江町、旧東野町、旧大崎町と3町が合併しました。それはご存じだと思います。その合併した当時には、入札案内を出した業者は皆さん金額を書いておりました。今は書いておりません。それがいつ頃になりましたかと、私は聞いたのはそのことです。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 今、森若議員がおっしゃられた金額を書く、書かないというのは、入札に参加する、しないという意味でしょうか。そこにつきましては、近年の入札辞退者の数と比較して平成15年度の入札辞退者の数が少なかったというのは確認できておりますが、入札辞退が各業者の判断に委ねられているという制度に関しては合併時からこ

れまで変わっておりません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 以前も副町長は、こういうことを言ったら、そりゃあ違和感は何にも持ってないんですよと言われましたけど、柿ノ浦住宅の、要するにぶち安い値段で落札したじゃない、設計業務を。そのとき違和感はないと言うたんじゃろ。じゃけえ、今度のこういう入札方法についても、要するに自分たちは業者を選定しますと。あとは業者間のことですから、分かりません、違和感はありません。そういうふうにとってもいい。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 今、森若議員がおっしゃられた柿ノ浦住宅の設計等についてはコンサルタントの業務でございまして、町内業者は指名しておりませんが、その他の土木工事につきましては、入札の辞退の自由の確保につきましては国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により地方公共団体にその取組が要請されているところでございます。入札を辞退することに関しては、今までも申し上げてまいりましたが、おのこの業者が入札時点における受注工事量、技術者及び作業員の確保可能人数等により判断するもので、各業者の判断に委ねられているということでございます。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、副町長、今行っているような入札方法は正常な競争入札だと思う。そこだけ。思うか思わんかでいい。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 特に異常だとは考えておりません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、もう一遍副町長に伺いますけど、これ平成29年4月1日から令和2年3月末までに町が発注した公共工事が全部で375件あります。そのうち、土木関係が171件、建設関係が37件なんです。この中で、旧木江地区の仕事に旧大崎東地区の人が入ったという、そういう区域外の業者が落札した案件幾らぐらいあると思います。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 申し訳ありませんが、把握しておりません。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） これ、副町長、一件もないんよ、ほかの。4年間、自分が29年4月から令和2年3月末までね。そして、そがなけん、この12月4日に自分たちの組合の広島建設労働組合の役員会があった。そして、この資料を持ってったんよ、悪いんじゃないけど、4年間分を。そしたら、その資料を見た皆さんがどう言った思う。おたくの町、このような入札方法で執行されとるんですかと言われてました。皆、驚いとった。その中の1人は、森若君、これは形を変えた丸々じゃと言われて、という疑念を持たれても致し方ないぞと。そこまで指摘されました。それをせんためにももう少し、要するに以前のように辞退さすんじゃない、仕事を取る取らずは別として金額だけは入札のときに。あんたらが執行案内出すじゃない、業者に。せめて金額だけでも記入してもらおうように努力することを考えたほうがわしゃいいと思うぞ。そうせんと要らんげすの勘ぐりじゃないけど、ろくなことは言われんぞ、課長、副町長。あんたにそこまで言うても、あんたもなかなかつらい立場じゃけえ言やあせんけど、ああします、こうしますということは、返事は要らんけえな。じゃが、そういうことを考えんかったら必ずどっかで大きなしっぺ返しは食らうぞ。これ見てみ。付箋貼つとるじゃろ。これだけ全部見せたら、ここはおかしいですよ、おかしいですよと皆付箋貼ってもらったんだよ。組合の中には、役員の中には一応顧問弁護士もおるんよ、うちの組合に。その方には見せんかったけど、その人に見せたら大ごとじゃけん、役員さんだけで見てもらったんじゃないけどな。じゃけえ、今言うようにもう少し入札をするにしても、何ぼも言うように、何でもすぐ辞退届を書くんじゃないで金額を書くようにしてもらえませんか、そのくらいのことは言えるじゃろ、副町長。答えはええけえ。

○議長（尾尻康二君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ほいじゃあ、これをもちまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（尾尻康二君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時45分より再開いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） よろしくお願ひいたします。

今年もあともう3週間ぐらいで、来年3月以降来年度になるんですけど、今現在この時期、各課も来年度に向けてどういう計画を立てようとか事業計画を立てようとかお考えだと思うんですが、その中でどういうふうに今後來年度町政を運営したり事業計画を立てようとお考えか伺いたくてちょっと質問をさせていただきました。ちょっとざっくりした質問内容で皆様にはご苦勞、迷惑かけるかと思うんですけど、よろしくお願ひいたします。ちょっとご質問のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 進藤議員の質問にお答えします。

大崎上島町財務規則第4条では、町長は毎年12月末日までに翌年度の予算の編成方針を定め、主務課長に通知するものとする規定されているところです。町政運営への基本的な考えについても毎年その根幹となる予算編成方針に盛り込んでおり、本年は10月1日付で主務課長及び全職員へ通知しました。令和4年度町政運営の基本方針としましては、1つ、町民ファーストによる光り輝くまちづくりの推進、2つ、デジタル社会の実現とゼロカーボンシティへの取組、3つ、未来へつなぐ財政運営と人材育成の3項目を掲げており、1つ目の町民ファーストによる光り輝くまちづくりの推進では、町民が安心して暮らせることを第一に、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、防災・減災事業にも継続して取り組むこと、その上で活気ある町に向け、積極的な予算提案や地域要望等を的確に把握することについて。2つ目のデジタル社会の実現とゼロカーボンシティへの取組では、国の原動力の一つとして推進されているグリーン、デジタル等の分野について離島である本町の課題解決や活性化にも大きく寄与するものと考え、情報収集と共有に努めるよう指示し、また事業への取組を分かりやすく魅力的な情報発信で定住につながる交流人口等の増に努めることについて。3つ目の未来につなぐ財政運営と人材育成では、将来にわたり町民の安心・安全を確保し、安定した行政サービスを継続していくため、職員一人一人が行政に携わる使命感を持ち、将来を担う職員の育成にも庁内連携、協力して取り組むよう指示しております。また、各課の課題、懸案事項の解決に向けた事業予算の積極的計上についても別途通知しております。現在、12月1日を締切りとし、各課から当初予算要求の提出を終えているところで、今後各課ヒアリング、財政担当査定等を経て町長への事業説明、承認後、新年度に実施する具体的事業を最終的に取りまとめ、2月末には詳細

についてお示しできる見込みでございます。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

来年度に向けて町政のほうもいろいろ検討して、町民の生活とかそういうところに向けていいような政策のほうをまたよろしくお願ひしたいと思ひます。また、来年3月になりますと施政方針とか町長のほうからされると思ひますが、今言われた中で違う事業とかそういうのがまた追加されるということもあり得るのでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 先ほど説明させていただきましたのは基本方針ということで、今おっしゃったようにそのとき今の状況を鑑みて必要な事業等を予算化してまいりたいと考えております。

○議長（尾尻康二君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

あと、町長のほうにもまた伺いたいんですけど、来年に向けて町長の思いというか、そういうものを聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 施政方針の中にも、先ほど予算編成方針の中にも述べましたけども、やはり新型コロナウイルス感染症対策を万全にするということがまず住民が安心して過ごしていく第1であろうというふうに思っております。これから第3回目の接種も始まるということですから、そういったことを円滑に実施をしていくということと、まだ具体的には決めておりませんが、いろいろなそれに対する検査が町でできるものがあればそういうこともしたいなというような思いもあります。また、先ほどの方針については私どもの町、長期総合計画というものもありますんで、そういうこともらみながらまずは各課が出してきたものをしっかりと見たいというふうに思っておりますけども、各課には各課にそれぞれ課題があるはずだということで、それを各課のほうから予算として上げてこいという指示はしております。それをチェックして、私もそれぞれの担当課に指示をしたいことは持っているんです。それを私がまず最初に言うと担当課が考えないので、まず担当課からそれぞれの各課の課題解決に向けての予算を出してこいというふうに言っておりますので、それを見た上で私が思っていることを各課に伝えて、それをまた再提出してもらう

というような形になろうかと思っております。

○議長（尾尻康二君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

では、ここで来年悪いようになるということは言えないものなんでしょうけども、町民の方皆さん、今後の生活、高齢者もいます、障害者もいます、方もいます。楽しく生活できるように安心して楽しく生活できるような施策のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

私の質問は今日は終わります。

○議長（尾尻康二君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ちょっと曇ったらいかんで、マスクを外させてもらいます。

今日は1問質問させていただきます。

これ、パソコンで打とうと思ったらちょっとパソコンの調子が悪くなって、時間が迫って提出できなくなったら困るんで、慌てて手書きさせていただきました、今回は。

それで、質問事項として上島隧道の改良にということについてなんですけども、先ほど質問に立ちました森若議員とかなり重なる部分があると思うんですけども、確認の意味で同じ質問になるかも分かりませんが、回答のほうよろしく願いいたします。

それでは、質問要旨。

東野上組区により上組隧道の改良要望書が提出され、本年度当初予算により、改良調査費が議会により承認可決されました。執行部は、改良方法の一案として耐震管理費用、工事費などの項目を勘案し、トンネル改修、これは壊し、切り通しにする方法が安価な方法として考えていると聞きます。しかし一方、大崎上島町上組隧道を守る会により、上組トンネルは大崎上島町初の隧道であり、地域住民でのつるはしやもっこを使っての手掘りで3年7か月かかって完成したもので、後世に伝承すべき文化遺産であるとの理由により、上組トンネルを保存するよう要望書が提出されています。また、上組区の住民、東野、木江、大崎など多くの住民の保存要望の署名簿が併せて提出されていると聞きます。現在、執行部がどのように考えているのかを伺います。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

質問の上組隧道は、昭和初期に建設されたもので、現在は老朽化が進み、道路幅員も狭く危険であることから、安全面と車両の大型化を考慮し、道路の新設改良を計画しているもので、現在令和3年度事業として現地測量、地質調査等の業務を発注しているところです。上組隧道の改良計画については、多くの町民の方などから保存の要望書が提出されており、現時点では既存の隧道を残すことを前提に道路の用途、目的等を総合的に勘案した道路計画を立てることで予算を最小限に抑えた路線案を選定し、上組区をはじめ関係機関と連携して協議、整備する予定です。また、保存の在り方等については、大崎上島町文化財保護委員会の審議結果に基づき検討を行うこととしております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 大体今の答弁で内容は分かりました。ちょっと1つずつもう一回確認の意味で重複するかも分かりませんが、お伺いします。

上組区の要望書が出されていることなんですけれども、当初出された要望書の内容はトンネルを残すという要望内容が含まれていたのかどうか、内容的にどういう内容だったのか分かれば。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上組区の要望としては、トンネル、昔は軽自動車を通れたところでございますけれども、自動車の新規格、それから住民の皆さんの新しい車への買換えが進んでトンネルが通行できなくなったというところから、通れるようにしてほしいというような要望がまず第1でした。そのトンネルの存続については区の中であったかどうかは分かりませんが、町へ上がってきた要望としてはまず通れるようにということで要望書が上がってきております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） じゃあ、当初の要望書の中ではトンネルを残してほしいという要望書はなかったということで理解します。それで、現在もこの要望書というのは生きていますか、10年前に出された要望書なんですけども、先ほど森若議員の質問に対してまだ生きていますということなんで、この辺は了解したいと思います。

もう一つ、森若議員が言われたように利用者が少ないので改良は必要なのか、不要ではないのかという質問に対してどのように答えるか、答えていただけるかということなんですけども、予算的にもったいないという言い方なんですけども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 改良については、多額の費用が要ることは私も重々承知しております。しかしながら、上組区の要望に対して町としては、平成25年から最初の要望がありましたけれども、改良についてお待ちくださいというような回答をこれまでしてきたところです。そして、財源的なところで国費が取れる状況になりましたので、その国費事業を活用して町の財政的に一番有利な方法で改良できるというのが令和3年から整ってまいったところで事業を進めたいというふうを考え、事業を執行していくものでございます。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今、この費用に関してなんですけど、国費と言われたんですけども、どういう形の国費なんですか。過疎債を使うという意味なんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 社会資本整備総合交付金というのがございます。道路についてもその交付金が活用できます。今年度その交付金を活用するための資料づくりということで現在コンサルタントに委託して、来年度その事業に対して予算がつくように要望してまいる予定です。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。私、過疎債かと思ったら全然違ったんであれなんですけど。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 少し補足させていただきます。国の総合交付金は10分の6.6程度で、残りの財源については過疎債を充当していくという予定です。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。これ、今この計画を逃したらもうほとんど、二度ともうこの道の改良計画はほとんど流れてしまうんじゃないかという思いがしております。だから、せっかくのチャンスなので、改良はぜひしていただきたいと思っております。

それで、今調査が行われているということなんですけど、どのような調査が行われているのか、具体的に分かればお願いします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 調査というか、国の交付金を受けるために概略設計といって全体設計をして、全体計画を国へ示して、来年度ここまでやるので令和4年度予算は幾ら幾らください、令和5年、令和6年、令和7年でこういう事業をしますというような資料を作っていただいているところです。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） その資料づくりに関してなんですけども、今お伺いするとトンネルを残す方向性で考えて、前提で物事を考えているということなんですけども、もし残すとしたらどのような形であそこの道を考えているのか、分かればお願いします。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 残すということで右回りか左回りかということで思案しております。現在のところ、候補としては既設の上組農道があるんですけども、それを利用することが経費的に一番有利ではないんかという方向で検討しているところです。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。残す方向でということで分かりました。じゃあ、残すメリットといいますか、その辺はどのように考えておりますか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 残すメリットについては、今後文化財保存委員会とのまた審議結果になろうとは思いますが、残すルートを選定することによって費用的に膨らむということは抑えて設計をしたいというふうに考えております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今の質問に関してなんですけど、なぜそう言ったかといいますと、これ、耐震性の問題であり、維持管理の費用がかなりかかってくるんじゃないかという思いがしております。それで、私個人としては、私も昔この隧道を通ったことがありますし車が入って弱ったことがありますけども、残してほしいなという思いはあるんですけども、議員として立場に立ったときに維持管理にあまりにも過大な費用がかかるんだったらどうかなという思いもしております。その辺の複雑な思いはあります。その辺でなるべく耐震性、維持管理についてどのように考えているのか教えていただければと思います。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、今の現在の段階で話をさせていただきますと、建設課

としては、上組隧道というのは道路としての機能はもう幅員も足りないということで道路としての機能がないという判断なので、道路からは外したいというふうに考えています。その後のどういう残し方をするかについては、またこれからほかの部署に委ねることとなると考えております。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。それで、残すメリットの一つとして今地区の方もかなり言われているんですけど、観光者がかなり訪れているというの聞くんですけども、その辺のことは把握しておりますか。

○議長（尾尻康二君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 観光者については区民の方からそういう話は聞いておりますけれども、こちらで、建設課のほうで把握しているかと言われると、それはまだ把握できておりません。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 自転車で来られた方がかなりあそこへ訪れるということは地元の人から伺っております。それで、地元の人からの提案なんですけども、これ、あそこのトンネルと併せてトンネルを下って白水小原線に出る道がありますね。あそこの合流したところの下に小原川があるんですね。ほんで、あそこのところに下へ下りる、シモスエさん宅ですかね、下に下りる道があって、そこの下りたところの河原に橋が架かっているんですけども、その橋から見たときに上流下流で、どのぐらいかな、七、八十メートルあるかな、七、八十メートルの景観が溪谷みたいな形でかなり、ちょっとした溪谷の形がしてかなり見栄えがする景観があります。その辺を利用されてはどうですかという地元の人意見というか、参考にしてくださいということでありましたんで、その辺のことも考えていただきたいと思います。私有地かどうかちょっと確認できてないんですけども、夏場なんかじゃったらあそこに行ったらかなり涼しいんじゃないかという思いがしておりますんで、東野の人だったら、東野の人でもなかなかあそこを見とる人は少ないんじゃないかと思いますが、なかなか見栄えのある景観なんで、その辺のことを含めて考えていただければと思います。

以上、終わります。

○議長（尾尻康二君） これで、渡辺議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

8日も9時から開会いたします。

午前11時11分 散会